

第1回（仮称）宮代町手話言語条例検討委員会

議 事 要 旨

開催日時	令和4年7月12日（火）午前9時00分～午前9時45分	
開催場所	福祉交流館すてっぷ宮代 会議室	
委員6名	出席	吉澤久美子委員、高橋久美子委員、富澤美津江委員、田村安雄委員、齊藤由賀里委員、近藤莉歩委員
	欠席	
事務局	宮代町福祉課：宮野課長、小島副課長、荒川主査、埜中主任	

【次第】

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 あいさつ
- 4 委員長及び副委員長の選出
- 5 議事
(1) 今後のスケジュールについて
- 6 その他
- 7 閉会

【会議資料】

- ・ 第1回（仮称）宮代町手話言語条例検討委員会 次第
- ・ （仮称）宮代町手話言語条例検討委員会委員名簿
- ・ （仮称）宮代町手話言語条例検討委員会設置要綱
- ・ 資料1 （仮称）宮代町手話言語条例策定スケジュール

1 開会

2 委嘱状の交付

渋谷副町長から委員を代表して吉澤久美子委員に委嘱状を交付した。その他の委員には机上配布にて委嘱状を交付した。

3 あいさつ

（渋谷副町長）

副町長の渋谷でございます。本来であれば町長からご挨拶申し上げますところですが、本日は徳島県のほうに出張しておりますので、私から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、宮代町手話言語条例検討委員会のほうにご出席を賜りまして誠に

ありがとうございます。また、この度は検討委員会の委員をお引き受けいただきまして重ねて御礼を申し上げます。

さて、本検討委員会は手話が言語であるとの認識に基づきまして手話への理解と普及を図り、ろう者とうろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目指した条例を制定するために設置したものでございます。今後、約1年をかけまして基本理念をはじめ様々な観点から議論を重ねていただければと思っております。本日委嘱させていただいた委員の皆様はそれぞれの専門分野で活躍されていらっしゃると思っております。是非、宮代町に相応しい条例を作成していただければありがたいと思っております。

結びに、委員の皆様の闊達な議論を重ねてお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

<渋谷副町長退席>

<委員自己紹介>

<事務局自己紹介>

4 委員長及び副委員長の選出

委員長に吉澤久美子委員を、副委員長に高橋久美子委員を選出した。

(吉澤委員長)

改めまして吉澤と申します。この度、委員長を引き受けさせていただきたいと思っております。私も障害者全般の相談支援体制を作っていくための地域づくりをしているんですけども、手話に関してはド素人で全くできない状況です。これを機に皆さんと一緒に学んでいきたいと思っております。手話は言語であるということが障害者基本法のほうで位置づけられまして、県のほうでも条例ができて、いよいよ宮代町でもということで本当に当事者の方にとって、手話に一生懸命取り組んでこられた手話の会の皆さんにとっては悲願というか、やっとこの時がきたかという感じかなというふうに思っております。宮代らしい条例を先程副町長のご挨拶がありましたけれども、宮代の取り組んできた歴史とかそういうものを皆様方から教えていただきながら宮代に合った条例を作れたらいいなと心から思っております。皆様の忌憚のない意見をうまくまとめ上げられればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(高橋副委員長)

皆さんよろしく願いいたします。先程話したとおり何もわからないですけども、実は委員の話福祉会のほうにいただいたときに、理事会を開いたときの話で、私もそうですし、理事の皆さん方も今まで自分達はできなくても手話は英語やフランス語と同じような感覚のものとして受け止めていたんですけども、これができたということは逆に違ったぞというショックが、やはり手話ができる方も中にはいたので、たぶんこのこと自体わかっていなかったというところからの一歩踏み出しですので、副委員長という役を受けましたけれども何

もわからないので、どうぞよろしくお願いします。

5 議事

(1) 今後のスケジュールについて

<今後のスケジュールについて 事務局より説明 資料1>

第2回検討委員会の日程を次のとおり決定した。

日時 令和4年8月19日（金）午後1時30分から

場所 福祉交流館すてっぷ宮代 会議室

第3回以降の検討委員会の日程については可能な限り委員全員が出席できるよう調整することとした。

(吉澤委員長)

2回目の検討委員会の意見交換については、具体的にどんな内容を予定されているか教えていただければと思います。

(事務局)

2回目の検討委員会では宮代町の現状をお示ししまして、その後、全国ろうあ連盟のほうで手話言語条例の市町村モデル案を公開しておりますので、そちらを基に条例に盛り込む内容について意見交換を予定しています。

(吉澤委員長)

宮代町の現状というのは調査とか、現状がわかるデータとかそういうものでしょうか。

(事務局)

調査はしていません。宮代町が取り組んでいる各種事業についての紹介等です。

(吉澤委員長)

検討の回数も限られているので、できるだけ実りのあるものにできればと考えていますが、実際に手話の活動をされている皆様とか、当事者である田村さんとか今の時点で考えてほしい視点とかあれば、思いがあれば最初に伺っておけば次に繋がると思います。いかがでしょうか。お願いします。

(田村委員)

言語条例についてですけれども、私もよくわかっていないんですが、これから進めていくわけですけれども、埼玉県条例を参考にして、それを基にして皆さんで検討していけたら良いと思いますが、どうでしょうか。私も内容を詳しくわからないです。

(吉澤委員長)

県のホームページに条例が出ています。本当に簡単なものです。私も近隣の各市町の条例をホームページで見ました。皆同じような内容で、らしさがどういうあたりに盛り込まれるものなのか、条例そのものは一般的だけれども具体的に何をやっていくかというところを、それをこの検討委員会で検討するのかということを経務局と相談しなければなりません。実際に何をやるかが大事で宮代らしさにも繋がってくると感じています。先程全国のモデルのというお話がありましたが、そのような印象を受けましたが、富澤さんどうですか。何か情報がありますか。

(富澤委員)

条例は県の条例と市町村の条例でそれぞれ役割が違うと思います。宮代町に合った私達のための条例を作らないといけないので、その辺はよく考えて取り組んでいけたらと思います。私も市町村の条例を少し調べてみました。よく見るとその町独自の、皆さんで検討して考えた内容が所々に特徴があると見受けられました。そういう事を私達が考えていかなければいけない。それからどんな事を行ったら良いのかを条例に入れるのか入れないのかというお話でしたけれども、条例は町民皆が理解できるような、納得して皆が条例に則って活動できるようなものでなければならないと思いますので、本当の基本を条例の中に盛り込んで、条例に盛り込まれた施策、方針がすごく大事だと思います。方針に則って理解を広めたり、手話を普及する活動については次の段階だと思います。1年足らずなので、基本の町民皆が納得できるような内容でわかりやすい条例を作れたらと思います。

(吉澤委員長)

ありがとうございます。仰るとおりですね。ここはあくまで条例を作る場なので、今ご意見あったように先の施策をイメージしながらわかりやすい条例で、これは町民全員のことになってくるので子供から大人までみんながわかるような条例であると良いと思います。他所の市町の条例を見てもちょっとした言葉の表現とかにこだわって織り込んでいるんですよね。そういうところを丁寧に、条例自体は限られた内容ですけれども、一つ一つの条例の内容を私達なりに丁寧に読み解いて思いを込められたらと、そんな感じで進めていけたらと思います。

(富澤委員)

先程ろうあ連盟のモデル案を基に内容を検討していきますという福祉課からの話ですが、モデル案を私達は確認しているんですが、一応町の条例なのでそれで考えるというよりも、それを基に町の素案を仮でも作っていただいて、それを検討したほうが良いと思います。

(吉澤委員長)

このスケジュール案で行くと4回目に宮代町案を出すというようなかたちになっているんですが、先にたたき台があって、それを一般的なものと見比べながらというほうが検討する時間がたくさん作れるんじゃないかというご意見ですが事務局としてはどうでしょうか。

(事務局)

今のところ先に事務局が素案を作るという考えはないです。皆さんで検討しながら素案を作っていきますので、そのベースとなるものがモデル案だと考えています。

(富澤委員)

1回のたたき台の検討だけで出来上がるのかなと思うんですけど。せめて10月には町の素案がある程度作られてそれを改めて検討していかないと。

(吉澤委員長)

たたき台を揉む作業がスケジュールだと厳しいかなという感じですね。

(近藤委員)

今回はモデル案だけではなくて近隣市町村の条例を見比べるのが必要ですよ。先程言ったように若干違いがあるので、どこがどう違って他の市町村がどういう考えなのかが読み取れてくると思う。それを受けて宮代町がどうしたいというのを決めたほうがわかりやすい。

(高橋副委員長)

その前に県の条例をホームページで見たんですけど紙ベースじゃないと頭に入って来ないんですよ。もし前もってあればじっくり考えられる。

(近藤委員)

事前資料として送ることはできそうですか。

(事務局)

はい。

(近藤委員)

紙で送ってもらったほうがわかりやすい。当日見るのだと検討できないので、事前に。

(富澤委員)

県の条例と市町村とでは役割が違うんですけど、参考に県の条例と近隣の市町村でピックアップしてもらってそれを資料としていただけると皆さん前もって把握できると思います。

(吉澤委員長)

事務局のほうで余力があれば近隣の特徴のあるところをピックアップしていただいて、ここが特徴だよとわかるようにしていただくと委員のみんなにスッと議論に入れると思います。どこがどう違うというのを1から10まで探すのはちょっと大変かな。可能であれば準備を

していただけるとさらに良いかなと思います。そこまでのものを2回目に、さらに宮代の現状とかを出していただくとなると、そこで意見を出して10月の3回目のときにたたき案が出せると良いですね。それに必要な意見を2回目の検討委員会で私達がして、事務局のほうで3回目にたたき台を出していただく。それを基に検討して、そこで色々修正が出ると思いますので、2回くらいその検討を重ねられたら良いでしょうかね。

(事務局)

はい。わかりました。次回にはモデル案と近隣市町の条例と埼玉県条例を参考に資料としてお示しします。事前に、準備が出来次第早めに送ります。

(吉澤委員長)

他いかがでしょうか。

そうしましたら、意見は出揃いましたでしょうか。

本日予定しておりました議事は全て終了致しました。進行を司会に交代させていただきます。ありがとうございました。

(齊藤委員)

すみません。1個聞いて良いですか。任期が令和6年3月末までじゃないですか。だけど議会に提出するのが令和5年5月ですね。その後って何かあるんですか。

(事務局)

今の予定では、5回の検討委員会を予定しています。基本的にはこのスケジュールで大丈夫とは思いますが、例えばもう一回やりたいとかそういう状況になった場合、カチカチに任期を決めてしまいますと何かあった場合にその次が開けなかったりしてしまうので、とりあえず任期のほうは区切りの良い令和5年度末というところで設定をさせていただいております。なのでその後何もない可能性もありますし、こればかりはやってみないとわからないところがございますので任期だけは長めにとらせていただいたところでございます。

(吉澤委員長)

議論が活発になってこの回数では足りないということになった場合、延長ができるように任期のほうは多めにとっているということでご理解いただければと思います。

ありがとうございました。では、事務局のほうにお返しいたします。

6 その他

(事務局)

続きまして、次第6その他でございます。その他といたしまして事務局から連絡事項がございます。この後、10時からこちらすてっぷ宮代の多目的室しいがしで宮代手話の会の主催によります手話言語条例勉強会がありますので、ご都合のつく委員さんは引き続きご参加

ください。以上です。

7 閉会